

納期限までに納めてください。

市町村コード 122025 千葉県	法人市民税領収証書 (公)				
銚子市					
口座番号 00140-7-960214	加入者名 銚子市会計管理者				
所在地及び法人名					
SEQ	科目	管	理	番	号
:	:	:	:	:	:
元号	年	月	日	申告区分	
:	:	:	:	:	
事業年度若しくは 連結事業年度又は 計 算 期 間	元号	年	月	日	から
:	:	:	:	:	:
元号	年	月	日	まで	
:	:	:	:	:	:
法人税割額 01	:	:	:	:	:
均等割額 02	:	:	:	:	:
延滞金 03	:	:	:	:	:
04	:	:	:	:	:
合 計 額 05	:	:	:	:	:
納期限	領収日付印				
上記金額を領収しました。(納入者保管)					

市町村コード 122025 千葉県	法人市民税納付書 原符 (公)				
銚子市					
口座番号 00140-7-960214	加入者名 銚子市会計管理者				
所在地及び法人名					
SEQ	科目	管	理	番	号
:	:	:	:	:	:
元号	年	月	日	申告区分	
:	:	:	:	:	
事業年度若しくは 連結事業年度又は 計 算 期 間	元号	年	月	日	から
:	:	:	:	:	:
元号	年	月	日	まで	
:	:	:	:	:	:
法人税割額 01	:	:	:	:	:
均等割額 02	:	:	:	:	:
延滞金 03	:	:	:	:	:
04	:	:	:	:	:
合 計 額 05	:	:	:	:	:
納期限	領収日付印				
上記のとおり納付します。(金融機関保管)					

市町村コード 122025 千葉県	法人市民税納付済通知書 (公)				
銚子市					
口座番号 00140-7-960214	加入者名 銚子市会計管理者				
所在地及び法人名					
SEQ	科目	管	理	番	号
:	:	:	:	:	:
元号	年	月	日	申告区分	
:	:	:	:	:	
事業年度若しくは 連結事業年度又は 計 算 期 間	元号	年	月	日	から
:	:	:	:	:	:
元号	年	月	日	まで	
:	:	:	:	:	:
法人税割額 01	:	:	:	:	:
均等割額 02	:	:	:	:	:
延滞金 03	:	:	:	:	:
04	:	:	:	:	:
合 計 額 05	:	:	:	:	:
納期限	領収日付印				
指定金融機関	千葉銀行銚子支店				
取りまとめ店	〒330-9794 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター				
上記のとおり通知します。(銚子市保管)					

この納付書について

1. 申告区分及び納入金額は必ず記入してください。

2. 標準字体

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

3. 事業年度の書き方
(例) 令和6年4月1日

5	0	6	0	4	0	1
---	---	---	---	---	---	---

※元号 1:明治 2:大正 3:昭和 4:平成 5:令和

4. 申告区分は次のとおりです。

申告区分	コード	申告区分	コード	申告区分	コード
予定申告	10	確定申告	50	精算確定	80
中間申告	30	精算予納申告	60	均等割申告	90
退職年金確定	40	残余財産予納	70	見込納付	00
合併確定申告	11	修正申告	50		

5. 納付される場合は、この納付書の下部「この納付書について」を切り離して、納付場所へ提出してください。

6. 問合せ先
〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1
銚子市役所 税務課 市民税班
TEL 0479-24-8953(直通)

○ 記載要領

1. 所在地、名称は必ず記載してください。
2. 申告区分は該当する申告区分コードを記入してください。
3. 納付額は枠内に一文字ずつ記載してください。

○ 納付場所

千 葉 銀 行
千 葉 興 業 銀 行
京 葉 銀 行
銚 子 信 用 金 庫
銚 子 商 工 信 用 組 合
ち ば み ど り 農 業 協 同 組 合
中 央 労 働 金 庫
(上記の本・支店で納められます。)
銚 子 市 役 所
千葉県内の東日本信用漁業協同組合連合会
関東各都県及び山梨県内の
ゆうちょ銀行、郵便局
(納期限内に限ります。)

※金融機関の名称等は変更されることがあります。

○ 参考事項

1. 法人税割の納付義務のある法人(普通法人等)は法人税額を税務署に申告納付する期限までに納付していただきます。また、均等割のみを納付される公共法人等にあつては、均等割を毎年4月30日までに申告し、納付してください。
2. 納期限までに税金を納付しないときは地方税法の定めるところにより延滞金が徴収されます。